

## はりまや橋東景観形成重点地区 整備基準チェックリスト

「整備基準に照らしてそれぞれの項目について、どのような配慮を行ったのか記入してください。」

		地区別基準（該当する項目をチェックしてください。）				あなたの配慮した点，工夫した点を書き込んでください。	参考ページ
区分	項目	A，B，C地区共通基準	A地区基準 （別図の地区）	B地区基準 （別図の地区）	C地区基準 （別図の地区）		
敷地・用途	ア 敷地の規模形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模な敷地，建物は，建て替え時にできるだけ共同化を図り，一定規模以上のまとまった建物とし，統一感のある街並みの形成に努める。</li> </ul>					1
	イ 建物の規模構造						
	ウ 有効空地の確保 壁面後退	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効化が可能な場合は，囲い込み広場，通り抜け通路，壁面後退，街角広場等の，オープンスペースを確保し，ゆとりを持たせるとともに積極的に緑化に努める。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁の後退距離は，1.8m以上とする（別図に示す番号と の2点を結ぶ線に接する敷地又は空地を除く。）。ただし，通り抜け通路を設けはりまや橋公園との関連性を確保した場合は，この限りでない。</li> </ul>			2 3
工	建物用途利用形態		<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ商・住一体型の建物形態とするように努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ商・住一体型の建物形態とするように努める。</li> </ul>			4
		<ul style="list-style-type: none"> <li>商店街としてのイメージを損なう用途の建物は避ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アーケードのある通りに面する1階部分は，住宅，倉庫，作業場等の商店街としてイメージを損なう用途としての利用を避ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>はりまや橋公園に面する1階部分は，住宅，倉庫，作業場等の商店街としてイメージを損なう用途としての利用を避ける。</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>はりまや橋公園に近接する立地条件を生かす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（南側）</li> <li>アーケード側と公園側の両面よりアプローチが可能な形態とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アーケード側と公園側の両面よりアプローチが可能な形態とする。</li> </ul>			

		地区別基準（該当する項目をチェックしてください。）				あなたの配慮した点，工夫した点を書き込んでください。	参考ページ
区分	項目	A，B，C地区共通基準	A地区基準 （別図の地区）	B地区基準 （別図の地区）	C地区基準 （別図の地区）		
建物	オ 高さ・階数	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ，街並みのバランスを損なうような建物はつくりないように努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アーケードの高さと建物の階高の関係を考慮する。</li> </ul>				5 6
	カ 形態 ファサード	<ul style="list-style-type: none"> <li>土佐にある素材，土佐をイメージさせるデザイン要素「このエリアならではの，土佐ならではの」を大切に，統一感ある雰囲気づくりを行う。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>入り口ゲート部にあたる角地の建物は，アーケード，塔屋，屋外階段等できるだけ一体的なデザインとする。</li> </ul>		7 8 9 10
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ショーウィンドー，看板，サイン等バランスのとれた商店街としてのファサードとし，1階部分には，シースルーシャッター等を設けて，閉店後の通りが殺風景とならないよう努め，魅力ある商店街としての演出を行う。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>はりまや橋公園との調和に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>はりまや橋公園と隣接する場合は公園との調和に努める。</li> </ul>	
					<ul style="list-style-type: none"> <li>最上階の屋根は，土佐の気候・風土を考慮できるだけ勾配屋根とする。</li> </ul>		

		地区別基準（該当する項目をチェックしてください。）				あなたの配慮した点，工夫した点を書き込んでください。	参考ページ
区分	項目	A，B，C地区共通基準	A地区基準 （別図の地区）	B地区基準 （別図の地区）	C地区基準 （別図の地区）		
	キ 色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>土佐にある素材を積極的に活用する（石灰石，土佐漆喰，瓦等）。</li> <li>建物の仕上げ材料は，良質で汚れにくく，耐久性に優れ維持管理が容易なもので，質感と深みのあるものを使用する。</li> <li>外壁の色彩は，伝統色を基本色として構成し調和と落ちつきのある街並みづくりを目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根の色彩は外壁より明度を下げる（ダークグレーを基本とする。）。</li> <li>外壁の色彩は周囲との調和を考える。</li> <li>ただし，協議により優れた素材が本来持っている色彩やデザイン的な配慮がなされているものを使用することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根の色彩は外壁より明度を下げる（ダークグレーを基本とする。）。</li> <li>外壁の色彩は周囲との調和を考える。</li> <li>ただし，協議により優れた素材が本来持っている色彩やデザイン的な配慮がなされているものを使用することができる。</li> </ul>			11 12
付属物	ク 建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築設備は道路や公園から見えないように設置する。</li> </ul>					13
	ケ 自動販売機等	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路，公園に直接面して設置しない（ただし設置について，景観的に配慮したものは，この限りではない。）。</li> </ul>					14

		地区別基準（該当する項目をチェックしてください。）				あなたの配慮した点，工夫した点を書き込んでください。	参考ページ
区分	項目	A，B，C地区共通基準	A地区基準 （別図の地区）	B地区基準 （別図の地区）	C地区基準 （別図の地区）		
コ	広告物 サイン類  屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則的に建物1棟につき1か所とする。（協議により，共同化による大規模ビルや，デザイン的に検討したものについては使用することができる。）。</li> <li>・屋上や塔屋に設置するものは，それぞれの水平投影面をはみ出さないようにする。</li> <li>・ベースの色は，基本的に外壁に近い色とする（極端な色を使用する場合は協議すること。）。</li> <li>・広告物を支持する支柱は，見えないような工夫をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則的に設置しない。（やむを得ず設置する場合は，デザイン上の配慮をし協議すること。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則的に設置しない。（やむを得ず設置する場合は，デザイン上の配慮をし協議すること。）</li> </ul>			15
	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビル名，マークは原則的に各ファサードにつき1か所とする。（協議により，共同化による大規模ビルや，デザイン的に検討したものについては使用することができる。）</li> <li>・ベースの色は，基本的に外壁に近い色とする。極端な色を使用する場合は協議すること。</li> <li>・取付け位置や大きさ，デザインは周辺との調和を考慮する。</li> <li>・文字はビル名，マークのみとし箱文字を基本とする。（協議により，デザイン的に検討されたものについては，使用することができる。）。</li> </ul>					16

		地区別基準（該当する項目をチェックしてください。）				あなたの配慮した点，工夫した点を書き込んでください。	参考ページ
区分	項目	A，B，C地区共通基準	A地区基準 （別図の地区）	B地区基準 （別図の地区）	C地区基準 （別図の地区）		
	広告物 サイン類 そで看板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則的に各ファサードにつき1か所とする。（協議により，共同化による大規模ビルや，デザイン的に検討したものについては使用することができる。）。</li> <li>・ベースの色は，基本的に外壁に近い色とする。（極端な色を使用する場合は協議すること。）</li> <li>・突出幅は，取付け壁面から1m以下とする。</li> <li>・取付け位置や大きさ，デザインは周辺との調和を考慮する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則的に，3階以上には設置しない。</li> </ul>			17
	窓面広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則的に3階以上に設置しないものとし，1階2階においてもデザインに考慮する。</li> </ul>					18
	独立看板 （固定式）  （可動式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物と同一敷地内の設置とし，建物と調和するようデザインに配慮する。</li> <li>・建物内の事業所，商店の案内は集合化に務める。</li> <li>・建物と同一敷地内の設置とし，建物と調和するようデザインに配慮する。</li> </ul>					18

		地区別基準（該当する項目をチェックしてください。）				あなたの配慮した点，工夫した点を書き込んでください。	参考ページ
区分	項目	A，B，C地区共通基準	A地区基準 （別図の地区）	B地区基準 （別図の地区）	C地区基準 （別図の地区）		
	テント	・取付け位置やデザインは建物との調和を図る。					
その他	サ 植栽等	・建物の足元まわり，街区の角地等にできたオープンスペースやバルコニー，テラス等は積極的な植栽をし緑化に努める。		・オープンスペースの整備にあたってははりまや橋公園と一体感をもたせる。			19
	シ 屋上の利用	・屋上設置の設備機器はできるだけ見えない工夫をし，建物と一体感のあるデザインとする。 ・屋上を資材置場とか不用品置場として利用しない。					20
	ス 夜景	・店舗部分は夜間においてもショウウィンドーが見える工夫をし，閉店後も含めライトアップに努める。 ・街区の角地のオープンスペースは積極的に照明によるライトアップを図る。 ・電飾サインは通りのイメージを損なうデザインを避ける。					21